



2024年5月24日

各 位

会 社 名 日本新薬株式会社  
代 表 者 代表取締役社長 中井 亨  
(コード番号 4516 東証プライム市場)  
問合せ先 広報部長 岡野 昌彦  
TEL 075-321-1111 (代表)

### 譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2024年5月24日開催の当社取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」）を対象とする譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」）の導入を決議し、本制度に関する議案を2024年6月27日開催予定の当社第161期定時株主総会（以下「本株主総会」）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 本制度の導入目的等

###### (1) 本制度の導入目的

本制度は、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めがある当社普通株式（以下「譲渡制限付株式」）を割り当てる報酬制度です。第七次中期経営計画がスタートするタイミングで本制度を導入することにより、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としています。

###### (2) 本制度の導入条件

本制度は、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために金銭報酬債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

なお、2017年6月29日開催の当社第154期定時株主総会において、当社の取締役の報酬限度額は年額6億円とご承認いただいております。本株主総会では、本制度を新たに導入し、上記の報酬枠の範囲内で、対象取締役に対する譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を支給することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

## 2. 本制度の概要

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社普通株式について発行又は処分を受けることとなります。

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、上記の報酬枠の範囲内とし、新たに発行又は処分される当社普通株式（以下「本割当株式」）の総数は、年10万株以内といたします。なお、当社普通株式の株式分割、株式無償割当て又は株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、本割当株式の株式数を合理的に調整することができるものといたします。本制度の導入目的の一つである株主の皆様との価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役の地位を退任するまでの期間としております。

各対象取締役に対する譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権の支給額は、取締役会からの委任に基づき報酬委員会の審議によって決定し、各対象取締役への具体的な支給時期等は、当社取締役会において決定いたします。

また、本制度により発行又は処分される当社普通株式の1株当たりの払込金額は、本割当株式の割当てに係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、直近取引日の終値）とします。

なお、本割当株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」）を締結するものとし、次の事項を含むことといたします。

- ① 対象取締役は、あらかじめ定められた期間、本割当契約により割当てを受けた当社普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

（ご参考）

本株主総会において本制度の導入をご承認いただいた場合には、当社の執行役員に対しても本制度と同様の譲渡制限付株式報酬制度の導入を検討する予定です。

以上